

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

} 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課
(公印省略)

感染再拡大抑制期間（沖縄県対処方針）による指定障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）

みだしにつきまして、令和4年1月9日より実施されている「まん延防止等重点措置」については2月20日に解除されますが、新型コロナウイルスの感染再拡大抑制に向けた「沖縄県対処方針（令和4年2月21日～3月21日）」も変更されております。

指定障害福祉サービス事業所等におきましては、これまでの厚生労働省の通知等を踏まえ、利用者及び職員等の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底について

- 1) 基本的な感染症対策の徹底（マスクの常時着用、手指消毒、常時換気等の徹底）
- 2) 食事の場面における感染対策（分散した座席配置、席を空ける、対面を避ける、時間をずらすなどの工夫の再確認）
- 3) 地域の流行状況や施設の特性に合わせた対策の徹底（オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では導線の分離など）
- 4) 発熱や風邪症状がある職員の出勤の自粛

※例えば、施設等で感染を広げないために、以下のような工夫が考えられます。

- ①通所系サービスを提供する際には、在宅利用者と施設入所者などの利用者が混在しないように座席の配置を工夫し、対応する職員も固定する。
- ②職員が複数の施設を兼務することによって感染を広げないように、可能な限り当該職員の勤務エリアなどを固定する（施設内であれば複数の階を掛け持ちしないなど）。

2 3回目のワクチン接種の推奨について

3回目のワクチン接種が円滑に進むよう市町村との連携や、県広域ワクチン接種センターの活用をお願いします。

3 県が実施する定期PCR検査・抗原検査キットの活用について

県が実施する定期PCR検査の積極的な受検や、症状がある職員・利用者は、抗原検査キットの活用をお願いします。

4 感染発生時への備えについて

- 1) 「平時及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」に基づき、平時の備えと感染発生時の対応を再確認するようお願いします。
- 2) 感染が判明した場合は、以下まで、速やかにご連絡ください。
 - ①入所施設・グループホーム
⇒所管の保健所及び沖縄県コロナ対策本部施設支援グループ（TEL：098-894-5122）、市町村障害福祉所管課
 - ②上記①以外の事業所等
⇒所管の保健所及び市町村障害福祉所管課、沖縄県障害福祉課
- 3) 業務継続計画（BCP）について
感染症の流行時においても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、感染防止対策の徹底や体調が悪いときは出勤しないなど、職員を感染症か

ら守るとともに、防護服や消毒液等に備蓄品の確保に努めるようお願いいたします。

また、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることを想定し、職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておくようお願いいたします。

なお、今回のご対応に係る主な厚生労働省作成ガイドライン等は次のとおりです。

○「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月作成）、

○「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月作成）
4) 衛生用品の備蓄について

新型コロナウイルス感染症の感染に備え、日頃から感染者発生後に必要となる衛生用品（ガウンや手袋、感染症用のマスク等）の備蓄に努めるようお願いいたします。

5 事業者への支援について

1) 「沖縄県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金」

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、施設の消毒や人員確保などといったサービス継続に必要な経費や、感染者が発生した施設・事業所から利用者受け入れや当該施設への応援職員の派遣等に必要な経費の補助がありますので、対象となる施設・事業所においては活用をご検討下さい。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/r3sa-bisukeizokushien.html>

2) 「衛生用品等の備蓄と感染者発生時に不足した施設等への支援」

障害児者福祉施設において、新型コロナの拡大防止対策に必要な衛生用品を備蓄し、福祉事務所等と連携しながら、感染者が発生して衛生用品が不足した施設等に配布しております。

6 人員基準等の臨時的な扱いについて

当課の「指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル」や厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご確認をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1～15報）

○新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第1～9報）

https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyocoronavirus_2021.html

7 参考資料

当課の「指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル」や厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご確認をお願いします。

1) 感染対策関連資料

○平時及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル（高齢者施設・障害者施設・通所）【沖縄県コロナ対策本部総括情報部】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyomanual.html>

○感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等【厚生労働省HP】

※感染対策では「入所系マニュアル」「通所系マニュアル」「訪問系マニュアル」がそれぞれ掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○今後の新型コロナウイルス感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyodocuments/kongotaiou.pdf>

○障害者支援施設等における感染防止対策等の徹底について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyodocuments/210913kansenboshi.pdf>

2) 感染対策関連動画

○研修動画「新型コロナウイルス感染防止対策に関する研修会」

https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyocoronavirus_211104kensyu.html

○研修動画「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染対策研修会」

https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyocoronavirus_211104kansenkensyu.html

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
TEL 098-866-2190